

## 令和 2 年度

# 茨城県国土利用計画審議会議事録

日時 令和 3 年 3 月 3 0 日 (火) 午後 1 時30分から

場所 茨城県開発公社ビル 1 階中会議室 (水戸市笠原町978-25)

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年3月30日(火) 午後1時30分から午後2時45分まで
- (2) 場所 茨城県開発公社ビル1階中会議室(水戸市笠原町978-25)

## 2 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

## 3 議題

茨城県土地利用基本計画(計画図)の一部変更について〔地振諮問第1号〕  
茨城県国土利用計画審議会運営規程の改正について

## 4 議事の概要

### 【開会】

会議開催に必要な定員の充足(6名以上)を確認し、開会

### 【議事の公開】

審議事項について公開が決定された。

### 【議事録署名人指名】

谷口会長から、議事録署名人として佐藤委員及び八木岡委員が指名された。

### 【議案審議】

#### ○谷口会長

それでは、議事に入らせていただきます。

茨城県土地利用基本計画(計画図)の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

配付資料を基に、地域振興課が説明

#### ○谷口会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がありましたら、お願いいたします。最初は意見が出にくいでしょうか。

まず、私から一点教えていただきたいのですが、太陽光案件がかなり多いですが、ガイドラインも平成28年以降策定されているという事で、災害に繋がりそうな大きな問題があるものはないのだろうと思いますが、若干気になったのが、30ページ31ページの、北茨城市の物件について、(3)変更区域図などを見ると、あちこちに太陽光パネルが設置されているという感じで、右側の写真を見ても結構斜面地の様な感じがするのですが、従前の土地利用はゴルフ場の様に見えますが、従前の土地利用がどのようなもので、防災の問題が

ないかどうか、どのように確認されたかを教えてください。

○事務局

30 ページ、北茨城市関南町の、合同会社茨城ソーラーにつきましては、ご指摘のとおり、従前はゴルフ場であり、そこに太陽光パネルを張りたいということでした。

図の黄色い斜線以外の所についても太陽光パネルは張ってありますが、今回森林区域から外れた所という事で、このような形になっています。林地開発の許可については、四つの基準というのがございまして、その基準に照らし合わせ問題がないということを確認し、許可をしております。

○谷口会長

わかりました。ということは、図面で黄色になってないところも、ほぼ全部太陽光が張られているという事ですか。

○事務局

はい。

○谷口会長

そういうところはどなたがチェックされますか。

○事務局

森林法の方でも、全体の事業区域ということで確認しており、例えば、調整池の大きさなど、森林部分のみの計算ではなく、全体で計算しております。

○谷口会長

分かりました。林政課が一応エリア全部ご覧になって、確認されたという事で。

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。A委員さん。

○A委員

太陽光の許可について、我々が口を出すところではないのですが、意外と、排水の状況がきちんとなされてない地域があるのではないかと思います。それについての指導は、なされていらっしゃるのでしょうか。

○事務局

先ほども申しました四つの基準で審査を行い、その中に、排水の部分もございまして、30年の降水確率により調整池を作るという事で審査を行い、実際に現場が出来上がった後に、申請書のとおりが出来上がっているかどうかを確認させていただいております。

○A委員

ちょっと不足してるんじゃないかなっていう部分がいくつか見受けられる感じがするのですが、机上だけではなく現地も見に行っているという事でしょうか。

○事務局

事業者の方から完了の際に完了報告書をもっておりますけども、そのあと現場も確認させていただいて、特に排水関係は重要な部分ですので、申請書のとおり出来上がっているか、ということはきちんと確認しております。

○A委員

ありがとうございました。

○谷口会長

はい。ありがとうございます。

今のご指摘に関連して、一応確認ですが、現在は、この参考資料の最後にあるように平成28年以降はガイドラインを定めて、チェックしているということですが、いわゆるその前のものに関して、例えば今、A委員さんがおっしゃられたように、チェックがないときに作られたものが事実上存在する可能性があるという理解でよろしいでしょうか。建築の世界でいう既存不適格みたいなもの。どうでしょうか。

○事務局

森林法の林地開発の制度は、昭和49年から開始されておまして、このガイドラインとは別に、従前から同じように審査をしております。

○谷口会長

ということはこのガイドラインは意味がないという事ですか。

○事務局

ガイドラインは、事業者の方に、こういうことをやってもらいたいということを記載されております。森林法は森林法で、また別な観点から審査させていただいております。

○谷口会長

その審査条件も、本来ならここで見せてもらった方がいいですね。今は結構ですけども、はい。

御質問が出るのは、太陽光のところはいろいろ、当初のルールがなかなか間に合っていないので、指摘があるのかなと思います。この事業は、県民の方がいろいろ考えることができるのかなという。

ほか、いかがでしょうか。B委員さん。

## ○B委員

今のところに関してですが。明らかに、ガイドラインに反する、例えば住民の方々が景観を壊すから太陽光の設置に反対しているような場合でも太陽光の設備工事自体は進められてしまうものなのでしょうか。

## ○事務局

ガイドラインにつきましては、事業者の方に、こういうことはぜひやってくださいという項目が記載されていると思うのですが、森林法では、また別な審査をさせていただいており、その中に同じように、地域の住民の理解を得るように努めること、と書いてありますので、私どもの方では事業者の方に、地域説明会の議事録の写しなどを出してもらう形で確認しています。

## ○B委員

なんとなくわかりました。もう一点。

太陽光の設備自体が30年とか50年ぐらい経つとダメになるという話を業者さんから聞くのですが、作ってから長くて50年ぐらい経ってしまうと、単なる設備が置かれた状態で、撤去したりしなければいけない状態になるそうで。ガイドラインの下の方に「撤去廃棄の計画の検討」と書いてありますが、事業の終了時、また設備が壊れた時の修繕等にあたって、どの程度の計画をここに盛り込んでもらっていますか。

## ○事務局

申し訳ございませんが、担当課が本日出席しておりませんので、後ほど確認してから皆様に回答させていただきたいと思います。

## ○B委員

わかりました。質問の理由については、あちこちに太陽光の設備ができていて、そのうち維持管理をする人がいなくなったり、廃棄にものすごくお金がかかったりすると聞いており、その点で揉めている事業者も知っているのです。いろいろな事業者が太陽光設備を作ったのは良いが、いざ取り壊さなければならないときに誰も管理しなくなるような状態になると、県内が大変なことになってしまうと思い質問しました。

## ○事務局

細かいところはあれなのですが、県の太陽光ガイドラインは私が環境政策課長のときに作りまして。委員がおっしゃったように、一部土砂が流出して困っている、景観を害して困っているという意見があります。例えば、以前、つくば市筑波山麓で太陽光発電を作るといことで、自然公園区域だったんですけども、裁判までやって、結局県の方が負けたということがありましたが、県は要綱上のガイドライン、つくば市では条例上の規制がありました。市町村でも積極的に導入したいところとそうではないところがあることから、県としてはガイドラインを作ったうえで、さらなる規定については市町村のそれぞれの考えに合わせております。そういった観点もあり当時から廃棄に関する問題がありましたが、

一定の通知を出されており、それに則り指導をしておりました。その後、環境省で追加の制度や廃棄にあたって厳しい取扱いを設けたと思われます。引き続き環境政策課が担当しておりますので、詳細を確認してお伝えしたいと思います。お答えに至らず申し訳ございません。

#### ○谷口会長

はい。ありがとうございました。大変重要な指摘だと思います。最初の頃は価値が高かったのですが、いろんなところが参入して、そのあと、価格も下がり、ビジネスとしての魅力も下がっていますので放置される可能性は結構高いと思っていました。今おっしゃられましたように、法律自体がきちんとないので、役所の方も言われても困るというのが、結構正直なところなのかなと。なんていうか、止めるルールがないんですよ。そのところは、やっぱり仕組みづくりをきちんと、今からでも出来ることはきちんとやらなくては行けないし、ガイドラインでコントロールできるものもあればコントロールする。そういった意味でもこの会議は重要なかなと思うので、ご意見をいただきながら、変えるところは変えて。ありがとうございます。

はい。C委員さん。

#### ○C委員

質問です。農業地域の縮小に関して、特に1番2番の工業団地拡充に伴う農業地域の縮小。中でも日野自動車の所在しております名崎工業団地については従業員の数も5,000人近くの人口集積の増加が見込めるというところで、工場誘致が実現したわけでありまして、そのさらなる輸出を目指すための拡張という事では経済対策としては大変ありがたい話ですが、一方で首都圏隣接の県西地域においては、農業も主要産業の一つでありまして、今回の農業地域の縮小に関して、農業関係者の方々の意向は、どういうふうに理解をしておけばよろしいでしょうか。

#### ○D委員

答えになるかわかりませんが、先ほど各委員さんからありましたように、太陽光は本当に身近なところも増えてきている、工業団地もそうだと思っております。それで、このように一面決めて、そこを市街地として造成する、市街地にするという時に、やはり優良農地の別な形として、同じだけということがないとしても、優良農地を、同じように代わりに確保しておくことも必要だと思ってますし、今、農地の点在しているものを一面に寄せて規模拡大も考えている。農業も効率化があつて、優良農地を点在させるのではなく、一面の優良農地としてきちんと確保していくことが大事です。

今は市街地の話でしたが、農地として残すところと、耕作放棄地としてゴルフ場が撤退した後の太陽光開発など、分けてもらってその都度、地域の中で考えていく事が大事かと思っています。

#### ○谷口会長

理念をお聞きしましたが、事務局として、この案件に関して、具体的話として何かわか

ることがあれば教えて下さい。

#### ○事務局

今回は、農業地域の縮小に伴う案件でございますが、手続きとしましては、都市計画法による地区計画の変更となります。その際、そのエリアについて都市的利用を進めていってよいかということ、地元説明会を実施して地権者にきちんと説明したり、公聴会を開いたり、また、市町村における公告等も実施し、地元の関係者の意見を吸い上げながら、将来的にそこをどう利用していくか計画を立てていると認識しております。

農用地の件でございますが、農業振興地域の中に、特に将来にわたって守るべき農地として農用地区域というものを定めておりますが、そこについては、公的資金を投入して基盤整備を実施するなどしており、優良農地として確保すべき農地という位置付けがされておりますので、そういった場所については慎重に検討させていただきながら、本当に農業を振興していくエリアとするのか、それとも、隣接する市街化区域に編入して、将来的には活用した方がよろしいのか、そういった計画も地元（市町村）の意見を聞きながら位置付けているような状況でございます。

#### ○谷口会長

はい。この写真限りではここは耕地整備とかいわゆる農業の生産性アップのための、投資は一見しては、無いようですが。

C委員どうぞ。

#### ○C委員

個別の話として、今、回答の中でおっしゃられた、農業関係者の公聴会の方はもうすでに開催されているのでしょうか。一般論の話でしょうか。

#### ○事務局

市街化編入区域の手続きにつきましては、令和3年度の7月の都市計画審議会に諮るものとして手続を進めております。その公聴会につきましては、1月に行いまして、意見等を募り、意見等はございませんでしたので、今後、案の縦覧手続きを経まして、今後の都市計画審議会に諮ることとしていきます。

#### ○谷口会長

他に質問はございませんか。はい。

皆さんのご意見で、これは全然駄目とか、そういうご意見は特に無かったかと思っておりますので、この諮問事項自体に関して採決を取りたいと思っております。

この諮問事項につきまして、ここで提案いただいた内容につきましては、知事に「異議なし」との答申をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。異議なしということで、今回の諮問事項につきましては、「異議なし」との内容で答申をしたいと思います。  
どうもありがとうございます。

○谷口会長

続きまして、茨城県国土利用計画審議会運営規程の改正について事務局から説明をお願いします。

○事務局

配付資料を基に、地域振興課が説明

○谷口会長

ありがとうございました。審議の便宜を増やしていきましようという事かと思いますが、ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がありましたら、お願いします。  
方波見委員。

○A委員

書面決議の場合は多数決でよろしいですか。

○事務局

基本的には、一名一名説明のうえ、賛否について意見を述べていただきまして、多数決で決めさせていただければと考えています。

○A委員

ということは、多数決ということによいですか。

○事務局

はい。

○A委員

規定なので可能とも思いますが、一般的には、書面決議の場合には全員賛成でないと議決にならないという状況もあるので確認したいと思います。私共の社団法人や財団法人で行う場合は全員賛成でないと有効ではないという規定がありますので。

○谷口会長

多数決でよろしいですか。

○事務局

国土利用計画審議会条例、参考資料7ページの6条に「出席した委員及び議事に関する臨時議員の過半数をもって決し」とありますので、書面による審議につきましても、



同様の対応とさせていただきたいと存じます。

**○谷口会長**

条例では「出席した委員の」となっているので、運営規定の中に、過半数にするという事をどこかに書いておいた方がよろしいのでは。書面上による審議について第3条の第3項か何かをつくっておくのはいかがでしょうか。その方が何かあった時に問題にならないのでは。

**○事務局**

賛否両論ある場合には、個別に説明をさせて頂き、会議を開催して議論をしたのと同様に議論が深まるよう、しっかり審議していただけるようにしたいと思います。

**○谷口会長**

書面の定義については、郵便や持ち回り説明などいろんな定義があると思うのですが、明確に描かず柔軟にしておいた方がよいでしょうか。

**○事務局**

案件により、柔軟に対応させていただきたいと思います。

**○谷口会長**

はい。その他ありませんか。

それでは、議決の方法に関して加筆いただくことを前提に審議事項としてお認めいただくこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**○谷口会長**

ありがとうございました。

それでは、以上で審議会の議事を全て終了させていただきます。

委員の皆様の御協力に感謝を申し上げます。事務局に進行をお返しします。

---

**【閉会】**

委員への感謝の意を表し、閉会

令和2年度 茨城県国土利用計画審議会 委員出席状況

選出区分	氏名	所属等	出欠
県議会	海野 透	茨城県議会議員	出席
商工業	寺門 一義	茨城県経営者協会会長	出席
土地問題	方波見 正	全国測量建設業協会連合会会長	出席
自然保護	金森 有子	国立環境研究所主任研究員	欠席
林業	佐藤 健一	指導林家（杜づくり隊隊長）	出席
農業	八木岡 努	茨城県農業協同組合中央会会長	出席
福祉	竹之内 章代	茨城県社会福祉士会会長	出席
都市問題	谷口 守	筑波大学教授	出席
労働問題	中根 麻里	日本労働組合総連合会茨城県連合会副部長	出席
法律	望月 直美	弁護士	出席
文教	渡邊 洋子	常磐大学准教授	出席

(50音順、敬称略)